

組織改革（案） 新旧組織図

現状
市長部局
9 部・29課・1 室・1 局・1 所

旧	
企画部 (1 部・5 課・1 室)	秘書広報課
	人事課
	企画防災課
	人口対策戦略室
	公共施設管理課
総務部 (1 部・3 課・1 局)	デジタル推進課
	総務課
	新庁舎建設事務局
	財政課
福祉部 (1 部・3 課)	税務課
	福祉課
	高齢福祉課
	子ども支援課
市民健康部 (1 部・3 課)	
	保険年金課
	保健センター
	市民課
経済部 (1 部・3 課)	産業観光課
	企業誘致課
	陶磁器意匠研究所
環境文化部 (1 部・3 課・1 所)	環境課
	清掃事務所
	文化スポーツ課
	くらし人権課
都市計画部 (1 部・2 課)	都市政策課
	開発指導課
建設部 (1 部・4 課)	道路河川課
	用地課
	建築住宅課
	緑化公園課
水道部 (1 部・3 課)	
	上下水道課
	工事課
	施設課

1 部・3 課

消防本部 (1 部・3 課・3 署)	消防総務課
	予防課
	救急指令課
	南消防署
	北消防署
	笠原消防署

教育委員会事務局 (1 部・3 課・1 所・1 室・1 センター)	教育総務課
	食育推進課
	教育推進課
	教育相談室
	教育研究所
	文化財保護センター

1 部相当

市議会	議会事務局
-----	-------

1 部相当

会計管理者	会計課
-------	-----

1 部相当

選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局
監査委員	監査委員事務局
公平委員会	公平委員会事務局
固定資産評価審査委員会	固定資産評価審査委員会事務局

農業委員会	農業委員会事務局
-------	----------

案
市長部局
8 部(△ 1)・31課(+ 2)・1 室・1 局・1 所
※+ 2 課は、担当課長を配置していたところを課に格上げたもの

新	
企画部 (1 部・5 課・1 室)	秘書広報課
	企画政策課
	人口対策戦略室
	危機管理課
	財政課
総務部 (1 部・3 課・1 局)	デジタル推進課
	総務課
	新庁舎建設事務局
	人事課
市民福祉部 (1 部・4 課)	税務課
	福祉課
	高齢福祉課
	保険年金課
子ども健康部 (1 部・3 課)	市民課
	子ども家庭課
	保育幼稚園課
	保健センター
経済部 (1 部・4 課)	
	商工観光課
	農林課
	企業誘致課
環境文化部 (1 部・3 課・1 所)	陶磁器意匠研究所
	環境課
	清掃事務所
	文化スポーツ課
都市計画部 (1 部・4 課)	くらし人権課
	都市政策課
建設水道部 (1 部・5 課)	開発指導課
	建築住宅課
	緑化公園課
	道路河川課
	用地課
	上下水道総務課
	上下水道工務課
	上下水道施設課

1 部・2 課

消防本部 (1 部・2 課・3 署)	消防総務課
	予防課
	救急指令課
	南消防署
	北消防署
	笠原消防署

①令和 8 年 4 月東濃 5 市消防指令センター稼働後、本部 2 課体制。

教育委員会事務局 (1 部・3 課・1 所・1 室・1 センター)	教育総務課
	食育推進課
	教育推進課
	教育相談室
	教育研究所
	文化財保護センター

1 部相当

市議会	議会事務局
-----	-------

1 課相当

会計管理者	会計課
-------	-----

①管理職は、7 級(次長級)又は 6 級(課長級)職員を配置

1 課相当

選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局
監査委員	監査委員事務局
公平委員会	公平委員会事務局
固定資産評価審査委員会	固定資産評価審査委員会事務局

①管理職は、7 級(次長級)又は 6 級(課長級)職員を配置

農業委員会	農業委員会事務局
-------	----------

別紙

※下線部は変更箇所

《企画部》

- (1)秘書に関すること。
- (2)広聴広報に関すること。
- (3)市行政の総合企画及び総合調整に関すること。
- (4)組織及び事務の管理に関すること。
- (5)新規政策の研究及び開発に関すること。
- (6)地域の防災及び危機管理に関すること。
- (7)公共施設等の統括に関すること。
- (8)財政及び契約に関すること。

(9)情報化及び庁内の電算の総合調整に関すること。

《総務部》

- (1)議会に関すること。
- (2)文書及び法規に関すること。
- (3)財産の総括管理に関すること（公共施設等の統括に関することを除く。）。
- (4)人事に関すること。
- (5)市税に関すること。

《市民福祉部》

- (1)福祉に関すること。
- (2)高齢者、障害者、生活保護その他の社会福祉に関すること。
- (3)在宅福祉及び施設福祉に関すること。
- (4)介護保険に関すること。
- (5)戸籍及び住民基本台帳に関すること。
- (6)国民健康保険及び国民年金に関すること。
- (7)高齢者の医療に関すること。
- (8)医療給付及び児童手当に関すること。

《子ども健康部》

- (1)児童及び母子・父子福祉に関すること。
- (2)保育所及び幼稚園の管理運営に関すること。
- (3)保健に関すること。
- (4)病院事業に関すること。
- (5)地域医療連携に関すること。

《経済部》

- (1)産業政策に関すること。
- (2)商工及び観光行政に関すること。
- (3)勤労者行政に関すること。
- (4)農林業に関すること。
- (5)森林保全に関すること。

《環境文化部》

- (1)環境政策に関すること。
- (2)公害対策に関すること。
- (3)廃棄物（し尿を含む。）及び浄化槽に関すること。
- (4)スポーツの推進に関すること。
- (5)市民文化の推進に関すること。
- (6)地域生活及び市民活動の推進に関すること。
- (7)人権政策の推進に関すること。

《都市計画部》

- (1)都市計画に関すること。
- (2)交通政策に関すること。
- (3)開発に関すること。
- (4)建築指導に関すること。
- (5)市街地整備に関すること。
- (6)都市景観に関すること。
- (7)公共施設等の建築に関すること。
- (8)市営住宅に関すること。
- (9)公園及び緑に関すること。

《建設水道部》

- (1)道路、河川、農業用施設その他土木に関すること。
- (2)建設関連用地に関すること。
- (3)災害復旧に関すること。
- (4)交通安全に関すること。
- (5)水道事業に関すること。
- (6)下水道事業に関すること。
- (7)農業集落排水事業に関すること。